

仕様書

1 案件名称

令和8年度 大正区役所足拭き玄関マット賃貸借

2 数量

4枚

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所（設置場所）

大阪市大正区役所（設置場所は別紙明細書及び図面のとおりに）

5 足拭き玄関マットの仕様及び業務内容

- (1) 機能については、吸水・吸油性を備えたものとし、防災機能も兼ね備えていること。
- (2) 能力としては、靴底の土砂をしっかりと掻き落とし、雨天時にも、滑りにくく能力を持続させられるものであること。
- (3) 足拭き玄関マットは、1か月に1回以上交換し、効果を切らすことがないようにすること。
- (4) 設置用品に、不具合が生じた場合は、速やかに交換を行うこと。
- (5) 設置及び撤去作業については、作業日までに当区担当者と必ず日程調整を行うこと。
- (6) 本市の都合により、設置場所を庁舎内の別の場所に移動することがある。

6 留意事項

受注者は、足拭き玄関マットの供給の都度、その内容及び数量について、当区担当者の点検・確認を受けること。その際、納品書等を当区担当者に提出すること。

7 その他

- (1) 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。また、業務遂行については適切な安全対策を施し、業務遂行上の労働災害の適用については受注者の負担する保険とする。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

- (3) 「暴力団等の排除に関する特記仕様書」「グリーン配送に係る特記仕様書」「不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書」「生成 AI 利用に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (4) 契約の締結については、令和 8 年度予算が成立したときとする。

8 問い合わせ先

大阪市大正区役所総務課庶務グループ 神野
〒551 - 8501 大阪市大正区千島 2 丁目 7 番 95 号
TEL : 06 - 4394 - 9951
FAX : 06 - 6553 - 1981
メールアドレス : th0001@city.osaka.lg.jp

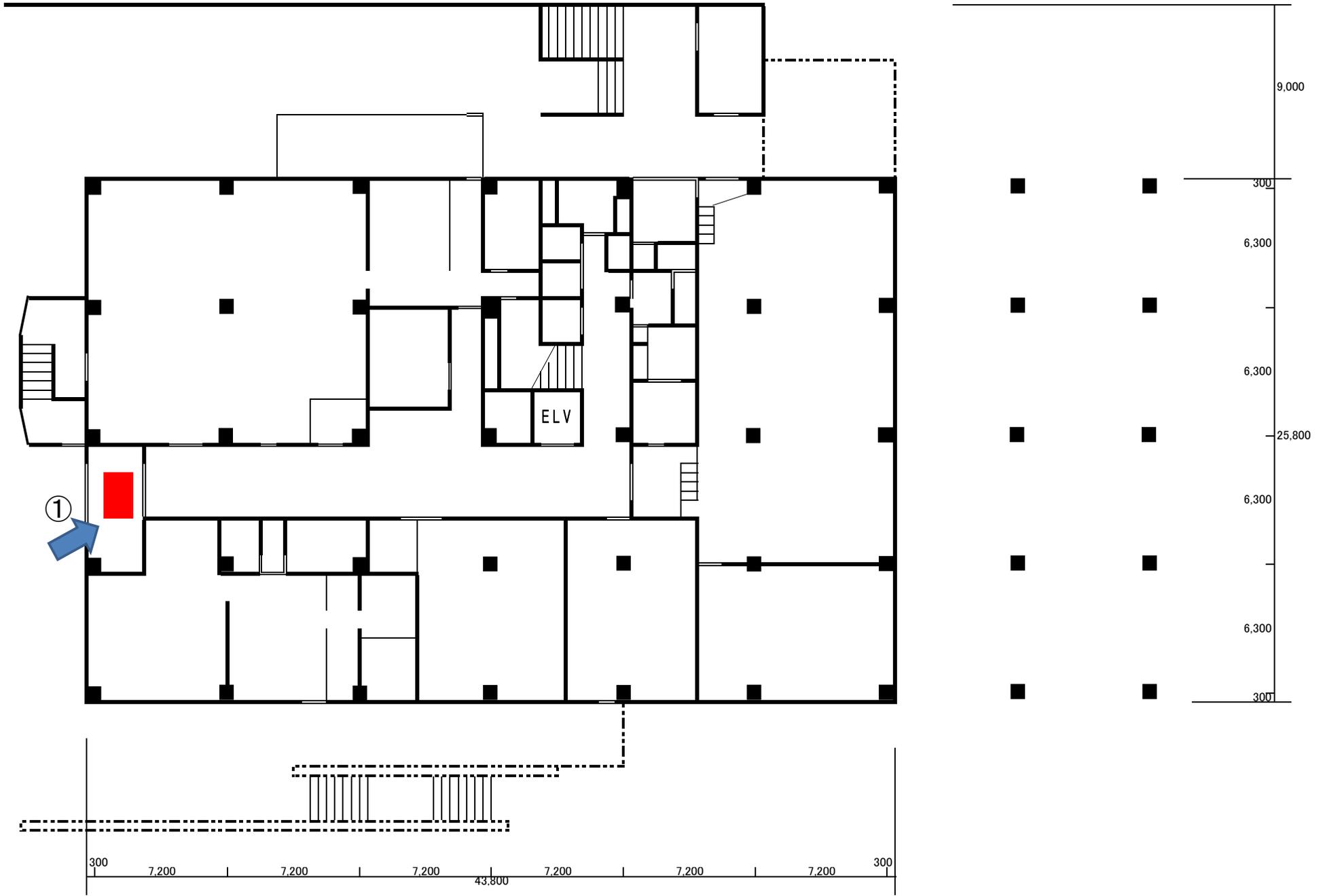
足拭き玄関マット明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

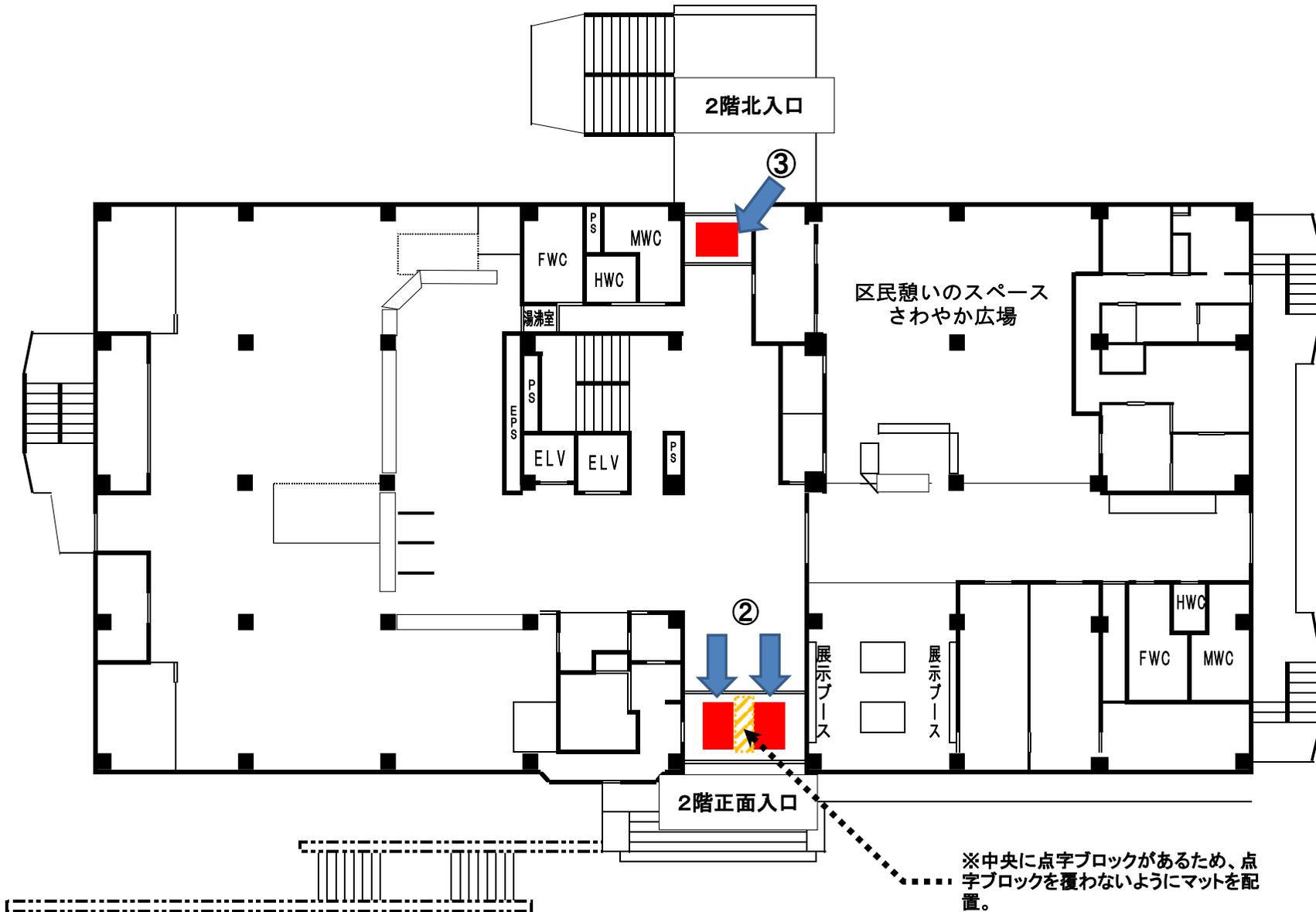
	品 目	数 量	規格サイズ(※)	設置場所
①	足拭き玄関マット	1枚	90cm×150cm	1階 出入口 (自動扉内側)
②	足拭き玄関マット	2枚	90cm×150cm	2階 正面玄関 (自動扉内側)
③	足拭き玄関マット	1枚	90cm×150cm	2階 北側出入口 (自動扉内側)

※ 上記の規格サイズについては縦横の長短各10cmまで可とする。

大正区役所庁舎1階 (平面図)



大正区役所庁舎2階（平面図）



駐車場